

報道機関 各位

5月7日・8日の市立学校の対応について

新型コロナウイルス感染症の対応については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づく緊急事態宣言を受け、5月6日まで休校を実施しているところです。

5月7日以降の学校の対応については、国の緊急事態宣言の動向や福岡県知事の要請内容を踏まえる必要がありますが、5月7日は大型連休の翌日であり、事前に学校や保護者等に十分な周知を行うことが難しい状況です。

こうした状況を踏まえ、5月7日及び8日については、休業日とするとともに、下記のとおり新たな対応を行うこととしましたので、お知らせします。なお、5月11日以降の対応については、国の専門家会議や緊急事態宣言の期間、県内・市内の感染状況等を総合的にみて、判断する予定です。

記

1 臨時休業等に伴う新たな措置

学校の預かり期間については、5月8日まで延長します。

ただし、対象、預かり時間、昼食の提供は以下のとおりとします。

項目	内容
対象	小学校（1年～3年及び放課後児童クラブを休業期間中利用している4年～6年、特別支援学級）・中学校（特別支援学級）・特別支援学校（全児童生徒）
預かり時間	8：30～11：30 ※ただし、放課後児童クラブを利用する児童については、弁当持参の上、通常、放課後児童クラブ開所する時間まで、学校で預かります。
昼食の提供	提供しません。

2 問合せ先

内容	担当課	電話
休校・健康管理・昼食等	// 学校保健課	582-2381
学校行事・学習等	// 指導第一課	582-2368
児童生徒の預かりについて	// 学力・体力向上推進室	582-3445